

平成28年11月1日(火)

## 生命保険新商品の取り扱いについて

- 資産運用や生前贈与などの相続対策ニーズにお応えするため、指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険および通貨選択型特別終身保険(生存給付金あり型)の取り扱いを開始します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成28年11月2日(水)より、指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険、通貨選択型特別終身保険の2商品を取り扱いいたしますので、お知らせいたします。

当社は、今後も金融商品の拡充により、お客さまの幅広いニーズにお応えいたします。

### 記

#### 1 取扱商品

| 引受保険会社                   | 保険種類   | 商品名                                                   |
|--------------------------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日本生命保険相互会社               | 変額年金保険 | デュアルドリーム<br>(ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付<br>変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)) |
| 三井住友海上プライマ<br>リー生命保険株式会社 | 終身保険   | やさしさ、つなぐ<br>(通貨選択型特別終身保険<br>生存給付金あり型)                 |

#### 2 取扱開始日

平成28年11月2日(水)

以 上

本件に関するお問い合わせ先

営業統括部

小窪

TEL 086-800-1800

報道関係のお問い合わせ先

経営企画部(広報担当)

みつぎね  
光貴・俣野

TEL 086-221-1145

## 【ご注意事項】

当社は生命保険の募集代理店です。生命保険の引き受けは行っておりません（生命保険の引き受けは、引受保険会社が行っております）。

当社は契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。

預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構の保護対象です。万一、引受保険会社が破たんした場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が削減されることがあります。

保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込状況によっては、当社では生命保険をお申し込みいただけない場合があります。

生命保険をお申し込みいただくかどうか、当社でのお取引（預金・融資等）に影響するものではありません。

商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。

ご検討あたっては、商品の詳細・諸費用について、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

生命保険のお申し込みに際しては必ず、販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。くわしくは、取扱窓口までお問い合わせください。

## 【商号等】

株式会社 トマト銀行

〒700-0811 岡山市北区番町2-3-4